

メコン・ウォッチ 御中

ミャンマーでの ODA 事業「通信網改善事業」における  
人権配慮に関する質問状への回答

2024 年 2 月 29 日  
NEC ネットエスアイ株式会社

2024 年 1 月 29 日付「貴社が受注したミャンマーでの ODA 事業「通信網改善事業」における人権配慮に関する質問状」（以下「質問状」といいます。）においてご質問いただいた事項について、次の通り回答いたします。

当社グループは、国連の「国際人権章典」や国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」といった国際行動規範や、国連が提唱する「グローバル・コンパクト」の 10 原則を支持しています。また、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則(UNGP)」および欧州委員会の「UNGP 導入に関する ICT セクターガイダンス」、2015 年に策定された「NEC グループ人権方針」を参照して人権尊重への取り組みを進めています。

質問状でご質問いただいた通信網改善事業については、当社のタイ国子会社（以下「タイ子会社」といいます。）が、光通信機器・電源機器の据え付け工事（以下「本件工事」といいます。）を受託しましたが、2023 年 3 月に引き渡しを完了しております。また、当社は、最終顧客に納入された光通信機器の保守業務（以下「本件保守業務」といいます。）を日本電気株式会社から受託し、当社のミャンマー国子会社（以下「ミャンマー子会社」といいます。）に再委託しております。

前記の通信網改善事業の実施にあたり、タイ子会社は、日本企業および現地企業との間で本件工事の再委託および工事資材等の調達に係る取引を行っていますが、それらの取引について、米国財務省が発行する Specially Designated Nationals and Blocked Persons List(特別指定国民および資格停止者リスト。以下「SDN リスト」といいます。) 掲載企業への該非判定等により取引先を確認しております。それらの結果、現時点において、少なくとも SDN リスト掲載企業との取引は確認されておられません。

また、ミャンマー子会社は、本件保守業務を自ら担当しているため、同業務を再委託して

おらず、本件保守業務において他の現地企業との取引は確認されておられません。

さらに、本件工事の施工および本件保守業務の遂行にあたり、軍や治安部隊による警備が行われたという事実も確認されておられません。

以 上